第三十五条の十一中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の十二中「事業用電気通信回線設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。以下この条において同じ。）と当該電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備と当該電気通信設備」に改める。

第三十五条の十三中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の十四の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条中「電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における」を削り、「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の十四の二及び第三十五条の十五中「電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」を「事業用電気通信設備」に改め、第二章第五節第三款中同条の次に次の一条を加える。

（特定端末設備）

第三十五条の十五の二　端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の十五の二において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

第三十五条の十六中「第三十五条の十九第二項」を「第三十五条の十九第三項及び第三十五条の二十三」に、「に対して」を「（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）について」に改める。

第三十五条の十七を次のように改める。

（基本機能）

第三十五条の十七　第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

第三十五条の十八第一項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の十九第一項中「携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第二項中「、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「、二線式アナログ電話用設備」に、「事業用電気通信回線設備の」を「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第三十五条の二十中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の二十の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第一項中「事業用電気通信回線設備について」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第二項中「携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備」を「前項の事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の二十一及び第三十五条の二十二中「携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備」を「事業用電気通信設備」に改め、第二章第五節第四款中同条の次に次の一条を加える。

（特定端末設備）

第三十五条の二十三　端末規則第四章第二節及び第四節並びに第三十五条の規定は、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二十三において読み替えて準用する第四章第二節及び第四節」と読み替えるものとする。

第三十六条中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の四第三項及び第三十六条の九」に、「事業用電気通信回線設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「事業用電気通信設備（特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備」に、「）に対して」を「第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。）について」に改める。

第三十六条の二及び第三十六条の三を次のように改める。

（基本機能）

第三十六条の二　第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

（通話品質）

第三十六条の三　第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）の通話品質について準用する。この場合において、第三十五条の十八第一項中「インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。）」とあるのは「電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」と読み替えるものとする。

第三十六条の四第一項中「事業用電気通信設備」を「事業用電気通信回線設備」に改め、同条第二項中「、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「、二線式アナログ電話用設備」に、「事業用電気通信回線設備を接続した事業用電気通信設備」を「事業用電気通信設備」に、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第三十六条の五中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十六条の六の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第一項中「事業用電気通信回線設備について」を「事業用電気通信設備」に改め、同項ただし書中「について」を削り、同条第二項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十六条の七（見出しを含む。）中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第二章第五節第五款中第三十六条の八の次に次の一条を加える。

（特定端末設備）

第三十六条の九　端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備（二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除き、特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。